

# マシンインテリジェンス研究会 会則

## 1章 総則

(名称)

第1条 本会は、マシンインテリジェンス研究会（以下「本会」と言う。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、産学官連携活動を軸に、マシンインテリジェンス技術を用いた、仙台から東北発のオンラインな革新的なものづくり、或いはイノベティブな製品開発など、新たな事業基盤の醸成を目指すことを目的とする。

(活動)

第3条 上記の目的を達するために、以下のような活動を行う。

- (1) 講演やディスカッション等のオープンな情報交換会
- (2) 関連市場に関するニーズ・シーズ調査
- (3) 域内外企業等とのクローズしたマッチングの設定
- (4) 他地域への情報発信・広報活動
- (5) 若手技術者を中心とした相互勉強会
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、第5条に定める手続にしたがい入会した個人、企業など
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して、事業の推進を援助するために第5条に定める手続にしたがい入会した関連団体・企業など。但し、総会における議決権をもたない。
- (3) 特別会員 本会の目的に賛同して、事業に協力するために第5条に定める手続にしたがい入会した学識経験者、公的機関など

(入会および退会)

第5条 正会員、賛助会員、特別会員として入会を希望する個人、企業、関連団体等は、所定の申込書を提出し、運営理事会の承認を得なければならない。

2 会員は、事務局に退会届を提出することにより、随時本会を退会することができる。

(除名)

第6条 会員において、本会の目的および事業に反する行動、言動や、自己の利益のみを追求する行動などがみられ、本会の事業活動に支障をきたすものと運営理事会が判断した場合、或いは、反社会的勢力と関係があると判明した場合、運営理事会の決議により当該会員を除名することができる。

(会費)

第7条 正会員および賛助会員は、下記に定める年会費を一口以上納めなければならない。

正会員 一口 30,000 円（入会金は無し）

賛助会員 一口 15,000 円（入会金は無し）

2 会費はすべて前納とし、既納の会費は返納しない。

3 入会が会計年度の途中であっても、年会費の全額を納めなければならない。

### 第3章 役員

(役員)

第8条 本会は、下記の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 運営理事 14名以内
- (3) 会計監事 1名

- 2 運営理事のうち、1名を運営理事長、数名を運営副理事長とする。
- 3 会長、運営理事及び会計監事は、相互にこれを兼任することはできない。

(会長)

第9条 会長は、本会の事業遂行に必要とする学識経験者を総会の議を経て委嘱する。

(運営理事)

第10条 運営理事は、会員の中から互選によって決定する。

- 2 運営理事長、運営副理事長、会計監事は、運営理事の互選によって決める。

(運営理事長の職務)

第11条 運営理事長は、運営理事会の会務を統括する。

(運営副理事長の職務)

第12条 運営副理事長は、運営理事長を補佐するとともに、会務の執行を分担する。

(会計監事の職務)

第13条 会計監事は、本会会計の監査にあたる。

(任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4章 総会

(種類)

第15条 総会は、通常総会および臨時総会の2種類とする。

- 2 通常総会は毎年1回開催するものとし、開催時期については運営理事会において定める。
- 3 臨時総会は次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営理事会が必要と認めたとき
- (3) 会員総数の3分の1以上の請求があったとき

(招集)

第16条 総会は会長が招集する。

- 2 総会の招集は、開会日の1週間前までに会議事項、日時および場所を示した文書によって通知する。

(議決事項)

第17条 総会において、議決を受けなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 研究会資産の運用
- (4) 会則の変更
- (5) 役員、事務局およびコーディネータの選任及び解任

(6) その他本会の運営に関し必要な事項

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、運営理事長が行う。

(定足数)

第19条 総会は、正会員の1/2以上の出席者がなければ開くことができない。

2 総会は、書面または代理人をもって表決に参加することができる。この場合、これは出席とみなす。

(議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるものを除き、出席会員の過半数でこれを決する。

2 賛否同数の時は、議長が決定する

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員数及び出席会員数

(3) 議事の経過の概要

(4) 決議事項

2 議事録は、議長が指名する議事録署名人が記名押印し、保存する

## 第5章 運営理事会

(構成)

第22条 運営理事会は、運営理事長、運営副理事長、運営理事および会計監事をもって構成する。

2 運営理事長が必要と認めたときは、特別会員、コーディネータなどを運営理事会に招集することができる。

(開催)

第23条 運営理事会は、運営理事長が必要と認めたときに開催する。

2 運営理事会は、運営理事長、運営副理事長、運営理事のうち1/2以上の出席者がなければ開くことができない。

3 運営理事会の議長は、運営理事長がこれにあたる。運営理事長に事故ある時は、運営副理事長が行う。

(決議事項)

第24条 運営理事会において、立案・協議、決議しなければならない事項は、次のとおりとする。

(1) 基本的事業方針に関する事項

(2) 活動に関する体制、及び事業年次計画

(3) 会員の入会、退会及び除名

(4) 細則の制定又は変更

(5) その他総会議決事項を除く、会務の執行に関する重要な事項

## 第6章 事務局

(事務局)

第25条 本会の事務処理のため、事務局を置く。

2 事務局は総会の議を経て、決定する。

3 事務局は、総会、運営理事会の補佐及び会計事務を所管する。

## 第7章 コーディネータ

(コーディネータ)

第26条 本会にコーディネータをおくことができる。

- 2 コーディネータは、本会の事業遂行に必要とする経験者を総会の議を経て委嘱する。
- 3 コーディネータは、本会の活動に資する活動を行うとともに、総会、運営理事会の活動を支援する。

## 第8章 顧問

(顧問)

第27条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、本会に大いに貢献のあった者を総会の議を経て委嘱する。
- 3 顧問は、運営理事会等に参加して、本会の活動に資する意見もしくは助言を行うことができる。

## 第9章 資産及び会計

(収入及び支出)

第28条 本会の収入は、会費およびその他の費用をもって支弁する。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(決算)

第30条 本会の決算は、会計監事の監査を経て、総会で承認を受けなければならない。

## 第10章 細則

(細則)

第31条 この会則の施行についての細則は、運営理事会で立案・協議を経て決定する。

## 附 則

1. 本会則は、平成27年6月8日より施行する。
2. 本会則は、平成28年6月28日より下記内容を改正し施行する。

改正内容；

- 1) 第3章 役員 (2) 運営理事 14名以内に改正
- 2) 第8章 顧問 第27条 を追加